

株式会社鈴木水産 行動計画

全社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月1日～令和4年7月31日までの2年間

2. 内容

目標1：令和3年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和2年 8月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和2年 11月～ 社内検討会議での検討開始
- 令和3年 4月～ ノー残業デーの実施

目標2：令和4年4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 3年 8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3年 11月～ 社内検討会議での検討開始
- 令和 4年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始